

2014年11月13日
全国港湾14発第37号
港運同盟発14-第45号

民主党 御中

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信



港湾労働に係る諸課題に関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは物流の変化と引き続くコスト圧力の強まりの中で、港湾労働者の雇用安定を図るために、持続可能な港湾運送事業の発展が不可欠との視点で、様々な取り組みを進めているところです。その際、中小港運事業者や港湾労働者の立場に立った港湾政策・港湾労働政策の確立が不可欠です。

つきましては、私たちが掲げる次の当面の課題について、ご理解とご協力をいただきたく、申し入れる次第です。なお、関係する行政に対して、別添の申し入れと協議を行っておりますので、これらについても是非ともご協力願いたいと考えます。

記

1. 認可料金体制(公的関与による料金体制)の確立について

港湾運送事業が規制緩和されて以降、料金競争が強まり、中小零細企業が多数の港運事業者は、常に荷主・船社からのコスト圧力を受けています。その結果、私たちの雇用安定と労働条件向上が犠牲になっています。こうしたことから、規制緩和前の認可料金体制に戻すことを強く要求していますので、ご協力いただきたい。

2. 三島川之江港の指定港化について

国土交通省は、三島川之江港が港湾運送事業法による指定港とする要件を満たしているとして、地元の事業者などに指定港化への理解を求めています。しかし、地元の手続きや経済団体の意向もあって、指定港化への決断に至っていないのが現状です。国土交通省が早期に決断するようご協力いただきたい。

3. 石綿被害被災者の救済について

先の泉南アスベスト裁判において、国の責任が断罪されました。港湾においては、石綿が輸入されるようになって以降、危険物とされずに一般貨物として、石綿の粉塵が舞う中で荷卸し作業が続けられました。その結果、多くの被災者(労災認定者)がでる状況に至っています。港湾労使は、国の責任を共通認識とする一方で、被災者を一刻も早く救済する必要があるとの立場で、対策を講じてきました。現行制度の下では、労災の責任は企業にあるとされることから、補償給付を企業が行うわけですが、中小企業の多い港湾では、場合によっては救済基金の拠出が企業基盤をも危うくすることを懸念し、業界団体として救済していく方法で対応しています。しかし、これにも限度があります。

については、国の責任において石綿被害の救済を行うような仕組みを作ることに、ご協力いただきたい。

4. 港湾運送と港湾貨物の陸上輸送の安全確保について

- (1) 海上コンテナ安全運送法(仮称)は、国会で審議される直前までに至った経緯がありますが、実現に至っていません。是非とも、法案の提出・審議・可決へのご協力をいただきたい。
- (2) 過日、食用油がフレキシブルバッグに詰められ海上コンテナで陸送中にバッグが破損して、公道に食用油を流したため、後続の車などがスリップ事故を起こす事態が発生しました(別紙参照)。こうしたことを繰り返さないために、フレキシブルバッグでの液体輸送を禁ずる措置を関係者に申し入れているところですが、この取り組みについてご協力いただきたい。

以 上

- <添付> ① 行政への申入れ書
② フレキシブルバッグの内容物漏れ事故について